



福岡医発第 1206 号 (地)
令和 6 年 7 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 6 月 28 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課から示され、令和 6 年 7 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より連絡がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 6 年 6 月 28 日付け 保医発 0628 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第657号（保険）
令和6年7月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和6年6月28日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和6年7月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和6年6月28日付け 保医発0628第2号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0628 第 2 号
令和 6 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 1 4（11）を次のように改正する。

（11） 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコ
プロテイン I I g G 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体

ア 「30」の抗カルジオリピン I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を
目的として、E L I S A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、
一連の治療につき 2 回に限り算定する。

イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し
た場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。

ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(10) (略) (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインIIgG抗体、抗β_2グリコプロテインIIgM抗体 ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEI A法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(10) (略) (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインIIgG抗体、抗β_2グリコプロテインIIgM抗体 ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEI A法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE

ⅠＡ法、<u>ＣＬⅠＡ法</u>又は<u>ＦⅠＡ法</u>により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンⅠｇＧ抗体、抗カルジオリピンⅠｇＭ抗体、抗β_2グリコプロテインⅠⅠｇＧ抗体及び抗β_2グリコプロテインⅠⅠｇＭ抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。 (12)～(30) (略) Ｄ０１５～Ｄ０２５ (略) 第２款 (略) 第２節 削除 第３節・第４節 (略) 第４部～第１４部 (略) 第３章 (略)	ⅠＡ法又はＣＬⅠＡ法により実施した場合に、一連の治療につき２回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンⅠｇＧ抗体、抗カルジオリピンⅠｇＭ抗体、抗β_2グリコプロテインⅠⅠｇＧ抗体及び抗β_2グリコプロテインⅠⅠｇＭ抗体を併せて実施した場合は、主たるもの３つに限り算定する。 (12)～(30) (略) Ｄ０１５～Ｄ０２５ (略) 第２款 (略) 第２節 削除 第３節・第４節 (略) 第４部～第１４部 (略) 第３章 (略)
--	---

検査料の点数の取扱いについて

令和6年6月28日 保医発0628第2号（令和6年7月1日適用）

点 数	D014 自己抗体検査
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D013（略） D014 自己抗体検査 (1)～(10)（略） (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインIgG抗体、抗β2グリコプロテインIgM抗体 ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗β2グリコプロテインIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗β2グリコプロテインIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインIgG抗体及び抗β2グリコプロテインIgM抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。 (12)～(30)（略）

（日本医師会医療保険課）